

返還
不要

家計急変世帯対象

早期申請で

鳥取県高校生等奨学給付金

一部

早期給付

県は、家計が急変した世帯を対象に、高校での授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。早めの申請で、年額の1/4を通常より1カ月早く受給できます。下記手続の詳細を読み、必要書類をそろえ、各提出先の期限までにお申し込みください。

対象世帯

①～③すべてに該当する世帯

- ① 令和5年4月の新入生で、就学支援金の支給対象となる生徒 ※特別支援学校高等部生徒および児童入所施設入所生徒を除く
- ② 令和5年4月までに収入が激減し、非課税相当となる見込みの世帯
- ③ 保護者が鳥取県内に在住

非課税相当の目安（給与収入の場合）	
2人世帯（ひとり親）	2,042,857円未満
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満

提出書類

- 【1】申請書
- 【2】保護者全員分の住民税所得割額が非課税相当と確認できる書類 ***下記AとBまたはAとC***
 - A：扶養人数が記載された保護者全員分の令和4年度の課税証明書等
 - B：保護者の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）
 - C：家計急変前後の収入を比較できる書類
- 【3】新入生および兄弟姉妹（中学生を除く15歳以上23歳未満）の健康保険証の写し
- 【4】在学等証明書（県外高校のみ）

6月
申請

7月
審査

8月
給付

申請手続

県内の学校へ進学した場合

- 申請書
在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロード
- 提出期限：各学校が定める日程

県外の学校へ進学した場合

- 申請書
県のホームページからダウンロードまたは、下記問合先に送付を依頼
- 提出期限：令和5年6月30日（金）

●●●●●●●● 給付額例（R5）●●●●●●●●

世帯状況	国公立	私立
非課税世帯（第1子） 【全日制・定時制】	29,275円	34,400円
非課税世帯（第2子以降） 【全日制・定時制】	35,925円	38,000円
非課税世帯 【通信制・専攻科】	12,625円	13,025円

【問】 鳥取県教育委員会 人権教育課育英奨学室
Email : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

0857-26-7541

Q&Aはこちら

